十五号		二四四、〇〇〇円
十六号		二三三、〇〇〇円
十七号		二二六、五〇〇円

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第七十八号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「六千二十円」を「六千六百八十円」に改める。

第十八条の二第一項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の三十二・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「あつては百分の五十七・五」を「あつては百分の六十」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

第十八条の二の二中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十四万六千円」を「十五万七千百円」に改める。

第二十五条第二項中「十二万二百円」を「十三万千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二十五条の二第二項中「十万六千九百円」を「十一万七千九百円」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級
	俸号	俸給月額	俸給月額
	1	219,700円	337,600円
	2	221,400	339,600
	3	222,900	341,600
	4	224,400	343,600
	5	226,100	345,600
	6	227,400	347,200
	7	228,600	348,800
	8	229,900	350,300
	9	231,600	351,800
	10	233,300	353,800
	11	235,000	355,800
	12	236,600	357,700
	13	238,100	359,600
	14	240,100	361,500
	15	242,000	363,300
	16	243,900	364,900
	17	245,600	366,500
	18	248,000	368,300
	19	250,400	370,100
	20	252,800	371,900
	21	255,200	373,500
	22	257,600	375,400
	23	259,900	377,100
	24	262,100	378,800
	25	264,300	380,100
	26	266,500	381,900